

議案第24号

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 2月16日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

青戸六丁目さくら公園を新設する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

葛飾区立公園条例（昭和33年葛飾区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

青戸六丁目さくら公園	〃 青戸六丁目41番8号
------------	--------------

付 則

この条例は、平成30年3月31日から施行する。